

2021年2月号から「公務員技術者の訴訟リスク～事例と解説～」を連載しています。公務員技術者等にとって避けることができない訴訟へのリスクについて理解を深めていただくことができるよう、事例の紹介、分析や制度の解説等を掲載していきます。

公務員技術者の訴訟リスク

公務員技術者の訴訟リスク～事例と解説～ (3)

とまり
泊
ひろし
宏*

「公務員技術者の訴訟リスク～事例と解説～」の連載3回目となる今号では、まず、「公務員の主な訴訟リスク」について解説します。公務員個人が責任を問われる場合について、制度の面から類型化します。主なものについては、次号以降で更に解説します。

次に、「想定される事例」として「事故の責任は発注者も」を取り上げます。工事事故は、残念ながらなくなっていきません。クレーンで電線を切断したり、道路の掘削中に水道管を破裂させたりすることによって、地域社会に大きな影響を与えることがあります。工事関係者や通行人等が負傷する、場合によっては死亡に至るケースもあります。事故によって、施工会社の関係者が労働安全衛生法等の関係法令違反に問われることもあります。発注機関としては、工事事故があった場合、施工会社に対して指名停止等の処分を行う場合があります。

読者の中には、「工事の安全管理は施工会社の責務であり、発注者には安全を確保する義務はない。」と考えている方もいるかもしれません。しかし、本当にそうでしょうか。

公務員の主な訴訟リスク

公務員個人が責任を問われる場合は、制度等によって図-1のように大別される。

1) 国家賠償法

公務員が、職務上故意又は過失によって他人に損害を加えたとき、道路、河川その他の公の造営物の設置・管理の瑕疵によって他人に損害を与えたときは、国又は公共団体は国家賠償法に基づき、賠償する責に任じられる。

また、その場合、国又は公共団体は職員に求償する可能性がある。

2) 弁償責任制度

<国家公務員の場合>

会計事務職員が職務上の義務に違反して国に財産的損害を与えた場合、弁償責任制度に基づき弁償責任が生じる。

<地方公務員の場合>

会計事務職員が職務上の義務に違反して地方公共団体に財産的損害を与えた場合、地方自治法に基づき弁償責任が生じる。

3) 住民監査請求・住民訴訟

地方公共団体の職員に、違法・不当な公金の支出、契約の締結・履行等があると認めるとき、住民は監査委員に対して監査を求めることができる。

また、監査委員の監査の結果に不服がある場合等に、住民は、住民訴訟を提起することができる。住民が地方公共団体の執行機関を被告として、職員に損害賠償等を求める訴訟を提起し、地方公共団体が敗訴した場合、地方公共団体は職員に対して損害賠償金等を請求することとなる。

4) 民事訴訟

公務員等の職務遂行に起因して、国家賠償法や住民訴訟以外による訴訟に基づく損害賠償請求がなされる可能性がある。

5) 刑事訴訟

公務員等の職務遂行に起因して、国（検察）が起訴し、業務上過失致死罪等に問われる可能性がある。

想定される事例（その3）

「事故の責任は発注者も」

<概要>

A県が発注し、B社が施工していた道路工事で、工事中的高架橋部材が落下し、県道を歩いていた歩

*一般社団法人 全日本建設技術協会 専務理事

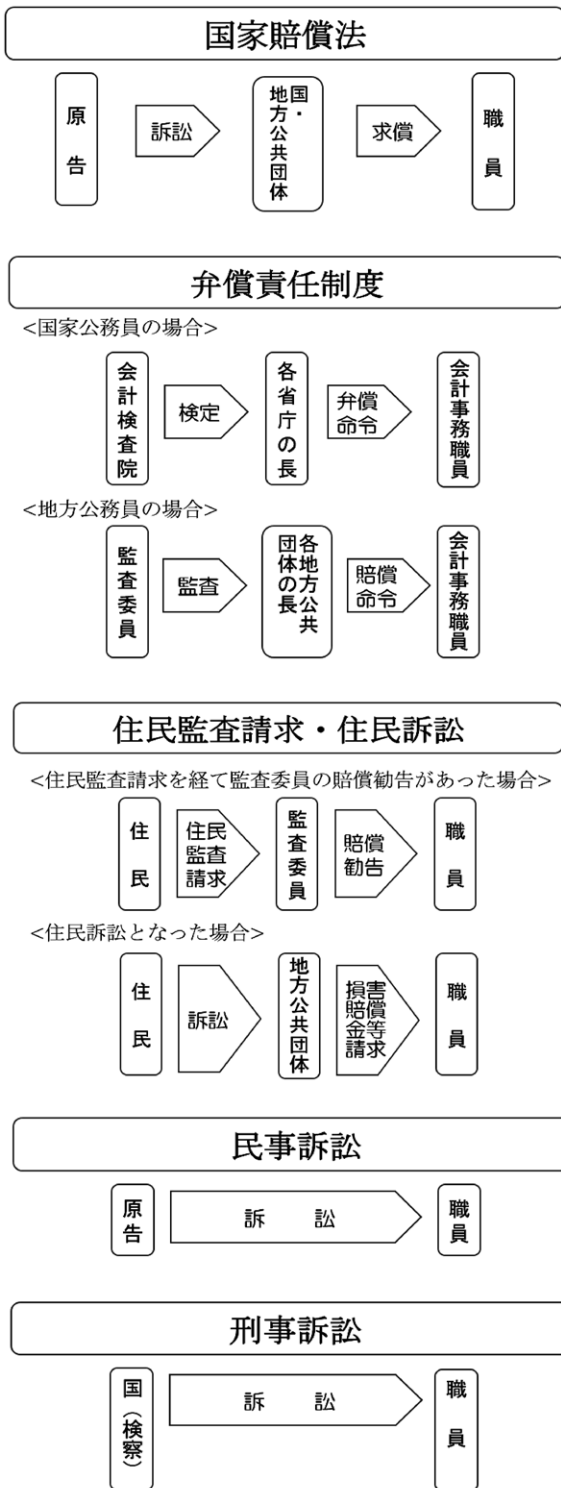


図-1 公務員の主な訴訟リスク

行者が死亡する事故が発生した。遺族は、B社で工事施工を担当していた社員3名とA県で監督を担当していた職員1名に対して、損害賠償を求めて訴訟を提起した。

一審判決では、B社社員が安全対策を十分講じていなかったと指摘。さらに、A県職員について、安全対策が十分でないことを認識しながら、安全が確保されるまで工事を一時中止させる措置等を講じなかったとして、賠償責任があると指摘。B社社員とA県職員に対して損害賠償を命じる判決であった。

B社社員は控訴を行わなかったが、A県職員は一審判決を不服とし、控訴した。控訴審判決においても、一審判決と同様に、A県職員に賠償責任があることを認めるものであった。

さらに、A県職員は上告したが、棄却され、A県職員は遺族に対して約1,300万円を支払うこととなった。

〈解説〉

今回は、工事事故に関して、発注機関で監督を担当していた職員に対しても民事訴訟において賠償責任を問われる事例である。

過去には、発注機関職員が刑事責任を問われた事案があった。例えば、昭和44年(1969年)に発生した新四ツ木橋事故で作業員8名が死亡し、工事を担当していた国職員が業務上過失致死罪に問われて起訴された。これに対して、判決では、安全管理責任は請負人にあり、発注機関職員には過失の有無にかかわらず責任はない旨の判断が示され、無罪となった。

一方、平成3年(1991年)に発生した国分川分水路トンネル事故においては、県職員に安全配慮義務や仮締切決壊の予見可能性があったとして、有罪となった。

その後、民事においても、建設会社社員、測量会社社員、通行人等が死亡した事故に関して、遺族等が発注者に損害賠償を求める訴訟が提起されてきている。これらの訴訟において、発注機関職員に過失責任があったとして、賠償金の支払いを命じる判決が見られる。

「工事の安全管理は施工会社の責務であり、発注者には安全を確保する義務はない。」このような主張は裁判では認められなくなってきている。

ご意見・ご感想をお寄せください

「公務員技術者の訴訟リスク～事例と解説～」へのご意見・ご感想を「会員だより」(本号79ページ参照)にお寄せください。